

平成 31 年 4 月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成 31 年 4 月 24 日（水） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 35 分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町 632 番地 長浜市役所 5 階）

3. 出席者

教育長	板山 英信
委 員	井関 真弓（教育長職務代理者）
委 員	西橋 義仁
委 員	美濃部俊裕
委 員	宮本 麻里

4. 欠席者

委 員	廣田 光前
-----	-------

5. 出席事務局職員

教育部長	米田幸子
次長兼教育総務課長事務取扱	岩田健
次長	横尾博邦
教育改革推進室長	土田康巳
教育指導課長	伊藤浩行
すこやか教育推進課長兼学校給食室長	大田久衛
幼児課長	大音洋
教育センター所長	野村幸弘
市民協働部生涯学習文化課長	前嶋 誠
市民協働部生涯学習文化課担当課長	下司満里子
教育指導課主幹	山岡千春
教育総務課長代理	今井健剛
教育総務課主幹	西川洋輔

6. 傍聴者

なし

II. 会議次第

1. 開 会
2. 議 事
 - 日程第 1 会議録署名委員指名
 - 日程第 2 会議録の承認
 - 日程第 3 教育長の報告
 - 日程第 4 議案審議
 - 日程第 5 協議・報告事項
 - 日程第 6 その他
3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会
 - 教育長から開会宣言があった。
2. 会議録署名委員指名
 - 西橋委員、美濃部委員
3. 会議録の承認
 - 3 月定例会
 - 特に指摘事項はなく、3 月定例会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：日程第 3、教育長の報告でございます。

株式会社メリーデイズ様からぬいぐるみと絵本 3 冊のセットを市内全園にご寄付いただきました。

まだ市内の園には配っていませんが、子どもたちにもまた見ていただけたと思います。最近、色々ご寄附を頂戴しており、ありがたく思っています。それらの活用方法等も決まりましたら、随時お知らせしたいと思います。

一部新聞でも報道されましたが、先週管理職の研修として「イクボス宣言」をしました。市長以下全管理職がそれぞれの職場でイクボスになるためにこういうことをやっていきますという宣言をしました。そのときご講演をいただいた先生の資料を配布させていただきました。このグラフは、日本の生産年齢人口の減少を示しています。現在は学生が就職するにあたって非常に売り手市場になっているという現状で、今後さらにそれが進展していくということです。その下のグラフを見ると、専業主婦と共働きの世帯が 2000 年前後ぐらいに逆転しまして、専業主婦と共働きとの差がますます広がっていくということです。職場でもこういった意識改革をどんどん進めていかなくてはならないということを実例に基づいて講演していただきました。私はこれを聞きまして、働き方改革と非常に密接

なつながりがあると思いました。

新年度の部課長会議の席上で簡単にお話ししましたが、長浜北小学校には、校長以下、正規の職員が 39 名おられます。そのうち女性が 19 名、この 19 名のうち 20 代、30 代が 11 名です。長浜小学校でも職員が 39 名で、女性の職員が 28 名、そのうち 20 代、30 代が 15 名です。女性職員のうち 57%が 20 代・30 代です。これはどういうことに結びついていくのかというと、1つの学校で 4 名、5 名の方が産休とか育休を取られているような学校、これは現在でもありますが、それが珍しくないということです。

20 代後半から 30 代初めぐらいにかけての教員の年代というのを考えると、新任で入ってきて、担任も一通り経験して、さあこれからという時期に第 1 子、そして育休中に第 2 子を妊娠ということになると、4 年、5 年という期間産休、育休を取るようになります。その人にとっても大きなブランクだと思っております。

ではこの問題をどう解決したらいいのかというと、やっぱりこれは男性の育児休暇の取得だと思います。男性が育児休暇等を活用して女性の負担を担う覚悟で取り組まないと、この問題というのは今後も深刻化してくるだろうと思います。

今年教育委員会に入ってきた指導主事に、奥さんが第 2 子を出産することになったときに自分が育児休暇を取得しようと考えなかったのかと聞きました。そうすると、考えなかったことはないが、校長先生からもそういう話を聞いたこともなかったし、私が住んでいるところは田舎であり、男性で育児休暇を取って子どもの面倒を見ているということに対する目もあるので、なかなか取得が厳しかったと話していました。では、もし前例があったらどうしたかと聞きましたら、それなら話は別かもしれませんとのことでした。

長浜の現在の小中学校の職員の状況を見ますと、平均年齢も今年来年くらいには 40 歳を切り、さらに若い女性の教員の比率も高くなってきます。この問題について、どこかに解決の方策を見出そうとしたら、男性も女性の負担を担い、ともに分担していくという考え方が必要だろうと思いました。ちなみに、平成 31 年 3 月時点で育休を取られている先生が最も多い学校は、南郷里小学校で 6 名おられます。次が長浜小学校で 5 名です。育児休暇を取られた場合は、臨時講師を頼みますが、この確保が今非常に困難になっております。新聞報道にありましたが、富山県では 4 月の時点で臨時講師の目処が立たないということで、担任不在のまま、4 月のスタートをせざるを得なかったそうです。これは決して人ごとではなく、長浜もその真ただ中に入ってきているというのを実感しています。私にできることとして、校長先生にこういう方法もありますよと伝えたり、家族で相談をしてみてもといったアドバイスを職員さんに提案することから始めたいと思っていますところでございます。

もう一つ、これに関連して、先ほど売り手市場だとお話ししましたが、虎姫高校から滋賀大学に進学する生徒が 10 名で、その 10 名のうち教育学部へ進学している生徒は、恐らく半数いるかどうかという状況で、先生を志望する人が減って

いると思うのです。教師という仕事に魅力がなくなったのかというと、そうではない。すばらしい仕事だと思うが、何十年も続けられないと思わせてしまう理由があるのではないかという気がします。

教員の志望者、志願者を増やしていこうと思うと、魅力ある職場にするために働き方改革は大事だろうと思っています。早く帰るということも手段の一つだと思いますが、その大きな目標、目的をしっかりと見据えて、学校の仕事や業務を新たな目で見直して改善の手を加えることが必要だと思います。例えば職員会議一つとってみても、わざわざ会議でやらなくてもよい内容もあります。今まで当たり前のようにやっていたことをもう一度新たな視点で見直してみるということをイクボス宣言の講師の先生が強調しておられたので、なるほどと思ったところです。

3枚目は、自分自身に対してという意味も込めて「自分でやる覚悟」という資料を用意しました。こういうことを一人一人の胸に問い直してみることが教育委員会事務局の管理職にも必要だという気がします。今私が極力心がけているのは、資料の「その雑務、自分でやったらどうですか」という部分です。私はコピーも自分でとりに行きますし、新聞も自分で返しに行く、お客さんが来て、お茶を出してくれた茶わんも自ら運ぶということを心がけてやっています。そういうことから始めないと意識が変わらないという気がしているところでございます。

新年度の校園の様子ですが、現時点ではおおむねいい形でスタートしているという印象を持っています。ただ、来週 10 連休という期間もあります。修学旅行から2週間近く学校に行っていない子もいます。こういうことを考えると、決して気は抜けませんし、むしろ連休明けからが今年度の本番であるという意識を学校にも持っていただいて、教育委員会と協力し合って取り組んでいきたいと考えているところでございます。

5. 議案審議

議案第 15 号 長浜市 ALT（外国人指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西橋委員：この ALT 民間派遣業務とは具体的にどのようなことが年間を通してあるのですか。学校に ALT を派遣するのを民間派遣業務という呼び方するのでしょうか。

教育指導課長：過去はずっと JET という組織から ALT を派遣いただいておりましたが、昨年からは、民間の会社から派遣いただく形をとるようになってまいりました。それをプロポーザル方式によりご提案をいただいた中から、子どもの英語の学習にとって最も有効であるということを判断できるようにするために、まずその委員会を設定する要綱をこのような形で定めさせていただくもの

です。

西橋委員：今までは国から派遣された人を無条件で引き受けてきたということですね。

教育指導課長：はい、そうです。

西橋委員：去年から形式が変わって、民間の業者がALTの選定をして、長浜市に送ってくるという形になったのですか。

教育指導課長：はい。そういう方法を一部取り入れてきているというところでございます。

西橋委員：これを全面的に取り入れるということですか。

教育指導課長：今、この形式をとっているのは市内では全体のほぼ半分の数でございます。大きな理由の一つとして、長浜市が広域であるということ、英語教育にかかわるALTの数は減少傾向にあるということ、ということは自動的に1人のALTが複数校の担当になるということです。JETのALTにつきましては、自動車での移動は原則認めておりませんので、公共交通機関で移動いただくことになり、問題点も多くございます。民間で派遣いただくALTの皆さんですと、学校到着までについては派遣業者の方に全て責任を持っていただきますので、そういった点でJETとは大きく違っているところは特徴かと思えます。

西橋委員：数年前までとは大分変わってきたのですね。

教育指導課長：そうです。アパートのことや色々な部分を教育委員会事務局が担当しなければならないということがありましたが、民間業者からの派遣になりますと、サービス自体も全て責任をお持ちいただけるというところもございますし、住居等についても我々が関わることはないということもございます。

西橋委員：その業者を選定するためのものですね。

教育指導課長：そういうことでございます。

西橋委員：現状としてはそういう業者は複数あるんですか。

教育指導課長：複数ございますし、他市町でもそういった形態が増えつつございます。

教育長：導入当初はALTの質も高かったのですが、必ずしもそうと言えないような状態になってきました。例えば、日本に来れば給料もそれなりに高い、日本を拠点にして東南アジアなども観光できる、というような考えの人もおられました。このプロポーザルというのは、簡単に申しますと、金額が安ければここに決めようということではなく、金額も安いほうがいいが、総合的な提案をプレゼンしていただいて、一番よいところに決めるというスタイルに変えようということですね。

教育指導課長：プロポーザル方式については、今教育長がおっしゃったとおりでございます。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 16 号 学校運営協議会委員の任命について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：質問、ご意見を伺う前に、学校運営協議会委員について、簡単に説明をしてください。

教育指導課長：主な機能としては3つございます。1点目は、学校長が学校をこのように運営したいという基本方針をまずこの協議会のメンバーの方に承認をいただかなければならないということになっております。委員さんに十分ご理解いただいて学校運営をしていただくということです。2点目は、学校運営に対して委員さんは意見を述べることができます。具体的には、学校評価というものがございます。1年間終わった後、学校はどうだったかという評価についても積極的に意見を述べていただいて、次年度の学校運営に活かす、また、学校長が方針を考えるというような形になっています。3点目につきましては、教職員の任用に関しても、一定の制限の中で意見を述べるというところができます。ただし、現在教職員の任用について長浜市は運営協議会の事務の中に入れておりません。

また、その委員につきましてどういった方がなられるのかといいますと、保護者の方、地域の住民の方、学校運営に資する活動を行う者、教育委員会が適当と認める者という区分の中から、選出されています。

教育長：報酬はあるんですか。

教育指導課長：報酬につきましては、予算の中から出させていただきます。

教育長：委員になる場合の制限はありますか。

教育指導課長：特に制限というものが設けられているものではありません。

西橋委員：区分の中で対象学校の運営に資する活動を行う者やその他教育委員会が適当と認める者を任命している学校とそうでない学校がありますが、どう違うのか、具体的にどんなことをなさるのかということと、これは教育委員会が指名して委員になられるのかどうかを教えてください。

教育指導課長：学校が指名をして教育委員会で任命をするという形になっております。保護者、地域住民、その他資する者の割合に決まりはございませんので、そういったところについては学校側の判断によって選出をいただいています。

西橋委員：その他教育委員会が適当と認める者として名前が挙がっている人は、学校からこういう形で教育委員会が認めてくださいというものなのですか。

横尾次長：メンバーは各学校からの推薦を受けて、今ここで任命をいただくという流れです。委員ご指摘の教育委員会が認める者の内容については、今一度確認し、改めて報告させていただきます。

井関委員：この対象学校の運営に資するというのは、地域住民であってもそ

うでなくてもその学校運営に関してプログラムを持って関わっている方を指すのでしょうか。学校自身とこの学運協は合議体として学校運営をしていくものですが、例えば、委員の方があるプログラムを使って学校で活動してくださっている場合、その方の意見がすごく強くなったりしないかなということを懸念します。

横尾次長：学校が教育目標に対してこの方のこういうノウハウが必要だという判断をされた中で人選をされており、それも含めてバランスをとりながら学校からの推薦をいただいているというところです。

教育長：この学運協は全国でも長浜が先駆けです。その当時、学校は何に取り組んだかいうと、学校支援ボランティアです。色々な人が学校に入ってきて、子どものために何かしようとするよい取り組みでした。しかし、次の第２段階に入らないといけないと思います。長浜は先駆けで取り組んだのはいいが、新しい形を求めて十分に歩み出せていないというのが実感です。

地域を考えるとこの学校はどうあるべきかという視点で入っていただいて、そのためにはこういう教育活動にも力を入れないといけないのでは、ということを考えるのが本来の目的だと思います。ところが今は、校長が立てた学校教育目標について議論される学校は少ないと思います。年度末には学校の評価をして改善点を出しますが、それが次年度どれだけ活かされて、どれだけ効果が上がったかというところまでしっかり検証しているシステムになり得ていないというのが実感です。学校運営協議会をどう育てていくかということは大きな課題の一つと思っています。

例えば、地域おこし協力隊員の方たちのほうが、学校の先生よりも地域の様子を知っておられる場合もあります。地域づくり協議会などのご意見も私は大事だと思います。学校は学校として単独であるわけではない、地域の中にあるのだということも含めて、考えていかなければと思うところです。

美濃部委員：今、教育長がおっしゃったとおりで、当初は学校ボランティアの窓口というふうに理解している校長が多かったと思います。今回指導要領の改訂で社会の中にある学校、学校と地域は別々ではない、社会に求められる学校をつくっていかうという色が強いです。それはよい面もあるし、またマイナスの面もあります。だから、地域の実態、地域でどういう教育をしてほしいのかということを知らずして、学校の教育方針を立てることはどうなのかということなのです。そういうことを意見として聞いていくには、新たな視点を入れていただける、こういうことが大事ではないかということをおっしゃる人を入れていかないと、この制度の意味がない。見てみると、ボランティアの分野で選んでおられる学校があるというのは感じます。こういうことが求められているということを改めて言っていただくことも必要であるなと思い、聞かせていただきました。

教育長：幾つもの小学校が集まって中学校に行くことがあります。これは１つの

単位として考えてもいいのではないかと思います。みんな集まって同じ中学校に行くのだから、それぞれの小学校のやり方の延長線上に中学校があるのですよというような視点で考えてはどうか。なかなか形となっていっていないという気はします。

西橋委員：学校訪問の際に校長先生から話を聞かせてもらう中で、この学運協をうまく学校経営に取り入れている学校と、そうでない学校とかなり差があって、そこをどう埋めていくかというのは大事な問題だと思います。

教育長：そういうことも含めて、委員の皆様からご意見も賜りながら、機会があれば、学校運営協議会の活動を見ていただくなど、何かそういう機会も考えたいと思いますので、今年度の教育委員会の課題の一つだと考えて、皆さんからの知恵も拝借したいと思います。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 17 号 長浜市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習文化課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：図書館協議会という組織はどういうことをする組織ですか。

生涯学習文化課長：図書館協議会は、法律により公立図書館に置くことができるとなっています。図書館は、学びの機会を全ての市民の方々に公平に提供するとなっており、その提供のあり方につきまして、図書館の運営について館長から諮問をしたり、また館長へ意見を述べていただくという機関でございます。この構成といたしましては、学識経験者の方や、社会教育関係者、家庭教育関係者、学校教育関係者ということで、さまざまな立場の方から意見をいただくことによってサービスを充実させていくための附属機関でございます。

西橋委員：この 9 ページの表の一番右端の市外、市外、木之本、長浜、高月、県職とあります。市外、市外はわかるのですが、この木之本、長浜、高月、六荘という表現はこれでいいのでしょうか。

生涯学習文化課担当課長：広い地域に図書館が点在してございますので、公平に色々なご意見をいただくために、どのあたりにお住まいの方であるかということがわかるようにさせていただいている表記でございまして、特段そこから選ぶとかそういうことではなく、委員の皆様がどのようなエリアにお住まいの方かということをご参考のためにつけさせていただいているものでございます。

教育長：何かの意図でこういうものをつけているというわけではないということですね。

生涯学習文化課担当課長：はい。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

6. 協議・報告事項

(1) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

幼児課長から資料に基づき説明があった。

(2) 長浜市保育ルーム事業実施要綱の一部改正について

幼児課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：保育ルームについて、現在どこに置かれているのかに触れて、簡単に説明をお願いします。

幼児課長：保育ルームは、今、待機児童も出ている中、認可保育園で預かってもらえない子を何とかしようということで、0歳から2歳までの子を預かる施設で、南郷里幼稚園に隣接して設置をしております。定員は45人ということになっております。

教育長：これは南郷里幼稚園に隣接する施設だけでしたね。

幼児課長：はい。

教育長：現在何人ぐらい利用してるんですか。

幼児課長：現在16名の利用があります。

教育長：利用者の負担額というのは大体どのぐらいになるのですか。

幼児課長：確認して後で報告させていただきます。

井関委員：14ページの第8条で、「市長は、前条第1項の届出書の提出があったときは」とありますけれども、この前条の第1項の文言を教えてください。

幼児課長：調べて、後ほど報告します。

教育長：教育委員の皆さんは幼稚園訪問をしていただくのはいつごろでしたか。

幼児課長：11月ごろです。

7. その他

(1) 委員から、待機児童について質問があった。

西橋委員：4月現在の待機児童は長浜市の場合何人くらいですか。

幼児課長：37名です。例年に比べて100人以上多く保育所等に申し込みがありましたが、他の園に割り振るなどの対応により、4月の段階で37名になったということでございます。

教育長：まだ30数名いるのは事実なので、園の再編を早急に優先順位をつけて取り組んでいきます。再編というと、潰してということではなく、もう少し幅を広げられるようなそういう園のスタイルにならないか、また、民間の積極的

な参入、文教短期大学さんとの連携等さまざまな議論を尽くしております。いいお知恵等ありましたらよろしくお願いしたいと思います。

(2) 事務局から、長浜市保育ルームに関する質問の回答があった。

幼児課長：先ほどの質問について回答させていただきます。

まず、保育料に関しましては段階的になっていますが、それぞれ税金の額によって変わってきます。例えば、税金がかかっていないと 250 円、税金が大体 10 万円ぐらいですと 1 万 9,140 円ということで 2 万円ぐらいになっています。これが中間ぐらいの料金かと思います。これについては、給食費を取っておらず、お弁当持ちで来てもらっていますので、通常の保育料よりも安いということでございます。

それともう一点、7 条の規定についてです。7 条には届出義務について「利用者は、事業の利用を終了するときは、速やかに長浜市保育ルーム事業利用終了届出書により市長に届け出なければならない。」ということが規定されております。これに基づいて先ほどの様式を提出するということになります。

井関委員：ありがとうございました。終了届出書となっているんですね。

幼児課長：はい。

井関委員：ありがとうございました。前条のという文言がありましたので、その文言をつけ加えてくださると、今、廃止が終了になった理由がよくわかるかと思って質問させていただきました。ありがとうございました。

8. 閉会

教育長から閉会宣言があった。